

第十三号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正について

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

表徳島県吉野川警察署の項の項名を「徳島県阿波吉野川警察署」に改め、同項中

吉野川市

を

吉野川市  
阿波市

に改め、同表徳島県阿波警察署の項を削り、同表徳島県美馬警察署の項中

美馬市脇町、穴吹町及び木屋平

を

美馬市  
美馬郡  
三好郡東みよし町毛田一六二三番地から二六八一  
番地まで及び四〇九五番地から四七七三番地まで  
並びに中庄二九六五番地から四一七二番地まで

に改め、同表徳島県つるぎ警察署の項を削り、同表徳島県三好警察署の項中「徳島県つるぎ

警察署」を「徳島県美馬警察署」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(徳島県警察署協議会条例の一部改正)

2 徳島県警察署協議会条例（平成十三年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成二十五年徳島県条例第 号。以下「一部改正条例」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において一部改正条例による改正前の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十号）表に規定する警察署のうち次の表の上欄に掲げるものに置かれている協議会の委員に委嘱されている者は、施行日に、一部改正条例による改正後の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例表に規定する警察署のうちそれぞれ次の表の相当下欄に掲げるものに置かれている協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、施行日の前日における委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

徳島県吉野川警察署	徳島県阿波吉野川警察署
徳島県阿波警察署	
徳島県美馬警察署	徳島県美馬警察署
徳島県つるぎ警察署	

#### 提案理由

管轄区域内の治安の維持及び向上の必要性に鑑み、徳島県吉野川警察署及び徳島県阿波警察署の管轄区域並びに徳島県美馬警察署及び徳島県つるぎ警察署の管轄区域をそれぞれ統合するとともに、統合後の区域を管轄する警察署の名称及び位置を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。